

【特殊運転工】

職階	作業内容	技能レベル	必要な資格	必要な教育・訓練	備考
新人運転工 1・2級 入職後 1～3年	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装機械の運転（フロッツェンローラー等） ・担当する機械の運転前点検 ・担当する機械の小修理 ・舗装工事の手伝い (注) 担当する機械が稼働しない時は、舗装技術者の手伝いとして位置出し、高さの検測等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ローラ等の運転ができる ・フイニッシャー等の運転ができる (注) フロッツェン等の特殊機械は、単なる運転作業とアジャスト等の作業に分けて行われる、担当する機械の小修理ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・大型特殊免許 ・危険物取扱作業主任者乙種4類 	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT ・車輻系建設機械等の技能講習の受講（派遣） ・クレーン運転技能講習の受講 ・ガス溶接、アーク溶接技能講習の受講（派遣） 	
中級運転工 3・4級 入職後 4～7年	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊機械の操作 ・担当する機械の定期点検 ・機械全般の小修理 ・分解検査、完成検査の補助 ・小修理について指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の組合せ施工ができる (注) 2種以上の機械による組合せ施工においてそれぞれ機械の分担を理解し全体の流れにのって施工ができる。 ・電気系統の理解 ・部品、機械の注文ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーン運転免許 ・大型自動車免許 ・二級建設機械施工管理技士 ・三級整備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT ・消防法、道路運送車両法等の講習受講（社内） ・資格取得のための教育訓練（社内） 	
上級運転工 5・6級 入職後 8～10年	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊機械に関する技能、整備の指導 ・機械施工計画の策定 ・完成検査、特定自主検査の実施 ・応急修理の実施 ・現場機械主任としての業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の機能、構造に関する知識 ・整備に関する業務全般の知識 ・整備検査等の予算書の作成ができる ・機械に関する工程管理等の管理業務ができる ・工事の設計図書の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建設機械施工管理技士 ・二級整備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT ・検査業所属検査者研修（派遣） ・建設機械の運営管理と経費の算定講習会（社内） 	
職長 入職後 10年～	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の操作、整備、施工計画等の指導と講習会での講師 ・機械に関する予算管理と施工管理 ・工事の主任技術者としての業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械全般にわたる技能に習熟 ・土木施工管理技術者としての知識（特に舗装工事に関して） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT ・各種講習会での講師のための研修会（社内） ・各種技術講習会（派遣） 	